

2024 年日本政府年次報告
「強制労働の廃止に関する条約（第 105 号）」
（2023 年 7 月 19 日～2024 年 5 月 31 日）

1. 質問 I について

（1）本条約の規定を実行する法令・規則等は以下のとおり。

- ・ 日本国憲法（昭和 21 年憲法）

<https://www.japaneselawtranslation.go.jp/ja/laws/view/174>

- ・ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）

<https://www.japaneselawtranslation.go.jp/ja/laws/view/3567>

- ・ 強制労働の廃止に関する条約（第百五号）の締結のための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 75 号。以下「整備法」という。）による改正後の以下の規定

（条約第 1 条（a）関係）

- ・ 国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 110 条第 1 項第 19 号、第 111 条の 2 第 2 号

<https://www.japaneselawtranslation.go.jp/ja/laws/view/4519>

- ・ 自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 119 条第 1 項、第 119 条の 2

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=329AC0000000165>

（条約第 1 条（b）関係）

- ・ 船員法（昭和 22 年法律第 100 号）第 128 条の 2

[https://elaws.e-](https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=322AC0000000100_20240531_506AC0000000042)

[gov.go.jp/document?lawid=322AC0000000100_20240531_506AC0000000042](https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=322AC0000000100_20240531_506AC0000000042)

- ・ 郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）第 79 条第 1 項

[https://elaws.e-](https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=322AC0000000165_20240401_505AC0000000063&keyword=%E9%83%B5%E4%BE%BF%E6%B3%95)

[gov.go.jp/document?lawid=322AC0000000165_20240401_505AC0000000063&keyword=%E9%83%B5%E4%BE%BF%E6%B3%95](https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=322AC0000000165_20240401_505AC0000000063&keyword=%E9%83%B5%E4%BE%BF%E6%B3%95)

- ・ 郵便物運送委託法（昭和 24 年法律第 284 号）第 19 条

[https://elaws.e-](https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=324AC00000000284_20220617_504AC0000000068&keyword=%E9%83%B5%E4%BE%BF%E7%89%A9%E9%81%8B%E9%80%81%E5%A7%94%E8%A8%97%E6%B3%95)

[gov.go.jp/document?lawid=324AC00000000284_20220617_504AC0000000068&keyword=%E9%83%B5%E4%BE%BF%E7%89%A9%E9%81%8B%E9%80%81%E5%A7%94%E8%A8%97%E6%B3%95](https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=324AC00000000284_20220617_504AC0000000068&keyword=%E9%83%B5%E4%BE%BF%E7%89%A9%E9%81%8B%E9%80%81%E5%A7%94%E8%A8%97%E6%B3%95)

- ・ 熱供給事業法（昭和 47 年法律第 88 号）第 34 条第 3 項

[https://elaws.e-](https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=347AC00000000088_20220617_504AC0000000068&keyword=%E7%86%B1%E4%BE%9B%E7%B5%A6%E4%BA%8B%E6%A5%AD%E6%B3%95)

[gov.go.jp/document?lawid=347AC00000000088_20220617_504AC0000000068&keyword=%E7%86%B1%E4%BE%9B%E7%B5%A6%E4%BA%8B%E6%A5%AD%E6%B3%95](https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=347AC00000000088_20220617_504AC0000000068&keyword=%E7%86%B1%E4%BE%9B%E7%B5%A6%E4%BA%8B%E6%A5%AD%E6%B3%95)

- ・ 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 178 条、第 180 条第 2 項、第 180 条の 2 及び第 190 条第 2 号

<https://www.japaneselawtranslation.go.jp/ja/laws/view/4450>

- ・ 電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 47 号）附則第 65 条及び附則第 68 条

(条約第1条(c)関係)

- ・ 国家公務員法第110条第1項第17号、第111条の2第1号
- ・ 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第61条第4号、第62条の2

<https://elaws.e->

[gov.go.jp/document?lawid=325AC0000000261_20230401_503AC0000000063&keyword=%E5%9C%B0%E6%96%B9%E5%85%AC%E5%8B%99%E5%93%A1%E6%B3%95](https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=325AC0000000261_20230401_503AC0000000063&keyword=%E5%9C%B0%E6%96%B9%E5%85%AC%E5%8B%99%E5%93%A1%E6%B3%95)

整備法の写しを別添1、整備法による改正の新旧対照表を別添2、電気事業法等の一部を改正する等の法律の抜粋を別添3に添付する。それ以外の法令の条文の写しは上記に記載のURLのとおり。

(2) 本条約を批准するために行った法令の改正

整備法において、本条約が禁止する強制労働に該当するおそれがある次の罰則は、懲役(受刑者を刑事施設に拘置して刑務作業を行わせるもの)から禁錮(受刑者を刑事施設に拘置するが、刑務作業を義務付けないもの)に改正された(【】内が改正後の条文)。これにより、義務的な刑務作業は課されないことが確保されている。

①政治的行為の禁止に違反する行為に係る罰則としての懲役

- ・ 国家公務員法第110条第1項第19号【第111条の2第2号】
- ・ 自衛隊法第119条第1項【第119条の2】

②業務を行わないことに対する罰則その他の労働規律の手段としての懲役

- ・ 船員法第128条第4号【第128条の2】
- ・ 郵便法第79条第1項【第79条第1項】
- ・ 郵便物運送委託法第19条【第19条】
- ・ 熱供給事業法第34条第3項【第34条第3項】
- ・ 電気通信事業法第178条及び第180条第2項【第180条の2及び第180条第2項】
- ・ 電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第65条【第65条】

③争議行為のあおり等に係る罰則としての懲役

- ・ 国家公務員法第110条第1項第17号【第111条の2第1号】
- ・ 地方公務員法第61条第4号【第62条の2】

なお、刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)により、懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑が創設される(令和7年6月1日施行予定)。拘禁刑に処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができることになる。上記整備法で改正した条項における禁錮についても拘禁刑に改正されることとなるが、上記の罪により拘禁刑を科された者については、本人の意思に反して作業を行わせないよう、法務省から各刑事施設の長宛てに発出する通達等により指示する予定。

(3) 本条約の批准と国内法令との関係について

我が国の憲法第98条第2項は、「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。」と規定しており、一般に、我が国が締結し、公布された条約等は国内法としての効力を持ち、条約が法律に優先するものと考えられている。

2. 質問Ⅱについて

〔第1条関係〕

我が国の憲法第18条においては、「犯罪による処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない」と規定し、第22条において居住・移転及び職業選択の自由を規定している。また労働基準法第5条においては、「使用者が、暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の一部を不当に拘束する手段によって、労働者の意思に反して労働を強制してはならない」と規定している。

「犯罪による処罰の場合」について、日本には、刑事施設に拘置して所定の作業を行わせる懲役があるが、本条約が禁止する強制労働に該当するおそれがある罰則については全て懲役ではなく禁錮とされており、義務的な刑務作業は課されないことが確保されている。

なお、1(2)のとおり、令和7年6月1日に懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑が創設される予定である。本条約上の義務に抵触しないよう、法務省から各刑事施設の長宛てに発出する通達等により指示する予定。

A(a)

先述した法令の規定のとおり、我が国においては、政治的な見解若しくは確立した政治的、社会的若しくは経済的な制度に思想的に反対する見解を有し、若しくは表明する者が、政治的な強制若しくは教育の手段又は刑罰として、強制労働に服することはない。

(b)

先述した法令の規定のとおり、我が国においては、経済的発展の目的のために労働力を動員し、及び利用する方法として、強制労働を利用することはできない。

なお、民間企業との間の刑務作業契約の下で受刑者が民間企業の製品を製作する刑務作業が行われることがあるが、これは、経済的発展を目的として行われるものではない。

(c)

先述した法令の規定のとおり、我が国においては、労働規律の手段として強制労働を利用することはできない。

なお、日本の国内法令では、公共性の高い事業の保護のため、条約が許容すると解される類型以外にも労働者による業務の態様に対して罰則を設ける規定が存在している。ただし、これらの罰則は禁錮であり、義務的な刑務作業は課されないことが確保されている。

(d)

先述した法令の規定のとおり、我が国においては、同盟罷業への参加、又は特定の同盟罷業への参加が、強制労働の強要によって罰せられることはない。

(e)

我が国においては、憲法第14条において、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別することを禁止しており、強制労働の禁止について、特定の人種的、社会的、国家的又は宗教的集団の構成員であることを理由にした特別な規定や措置はない。

B

そのようなケースはない。

[第2条関係]

我が国の憲法第18条において、「犯罪による処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない」と規定されているとおり、我が国の最高法規において、公務員又は公的機関であっても、私人又は私的団体であっても、強制労働を課すことはできないこととされている。

労働基準法第5条は、「使用者は、暴行、脅迫監禁その他精神又は身体を不当に拘束する手段によって、労働者の意思に反して労働を強制してはならない」と定め、一切の私人又は私的団体による強制労働を禁じている。

当該規定に違反するものは、懲役又は罰金に処せられることとなっている。同条の規定は地方公務員にも適用される。

公務員が、法令及び上司の命令に反し、他の公務員に強制労働を行わせた場合、法律の規定（国家公務員については国公法第98条第1項（法令及び上司の命令に従う義務）等、地方公務員については地公法第32条（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）等）に違反することとなり、懲戒処分の対象となる（国公法第82条、地公法第29条）。

3. 質問Ⅲについて

労働基準法の適用については厚生労働省が所管しており、法に定める労働条件の履行確保を図るため、全国の労働基準監督署（321 署）に配置された労働基準監督官が事業場に対し監督を実施している。

労働基準法第5条違反も含め、重大・悪質な労働基準関係法令違反については、労働基準監督官が司法警察員として捜査を行い、送検を行っている。

刑務所における義務的な作業については法務省が所管しており、刑事施設に拘置して所定の作業を行わせる懲役があるが、1（2）のとおり、本条約が禁止する強制労働に該当するおそれがある罰則については全て懲役ではなく禁錮とされており、義務的な刑務作業は課されないことが確保されている。

4. 質問Ⅳについて

本条約の適用に関連する原則的な諸問題について、裁判所が決定を下したことはない。

5. 質問Ⅴについて

我が国においては、法令によって本条約の求める強制労働について禁止するとともに、法令の違反についても厳格に対処しており、本条約の規定は十分に適用されていると考えている。

労働基準法第5条違反容疑で労働基準監督官が検察庁に送検した事案は、2023 年は4 件であった。

6. 質問Ⅵについて

本報告書の写しを送付した代表的な労使団体は以下のとおり。

（使用者団体）日本経済団体連合会

（労働者団体）日本労働組合総連合会

日本経済団体連合会の意見書を別添●に、日本労働組合総連合会の意見書を別添●に添付する。【P】

強制労働の廃止に関する条約（第百五号）の締結のための関係法律の整備に関する法律をここに公布する。

令和三年六月十六日

強制労働の廃止に関する条約（第百五号）の締結のための関係法律の整備に関する法律

（趣旨）

第一条 この法律は、我が国が強制労働の廃止に関する条約（第百五号）を締結するため、同条約が禁止する強制労働に該当するおそれがある罰則に関する規定に係る関係法律の整備について定めるものとする。

（船員法の一部改正）

第二条 船員法（昭和二十二年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第二百二十八条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同条第二号中「乃至第十四条」を「から第十四条まで」に、「当り」を「当たり」に改め、同条第四号を削る。

第二百二十八条の二を第二百二十八条の三とし、第二百二十八条の次に次の一条を加える。

第二百二十八条の二 海員が外国において脱船したときは、一年以下の禁錮に処する。

（国家公務員法の一部改正）

第三条 国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

第一百十条第一項第十六号及び第十七号を次のように改める。

十六及び十七 削除

第一百十条第一項第十九号を次のように改める。

十九 削除

第一百十一条の次に次の一条を加える。

第一百十一条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

一 何人たるを問わず第九十八条第二項前段に規定する違法な行為の遂行を共謀し、唆し、若しくはあおり、又はこれらの行為を企てた者

二 第一百二条第一項に規定する政治的行為の制限に違反した者

（郵便法の一部改正）

第四条 郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第七十九条第一項中「懲役」を「禁錮」に改める。

(郵便物運送委託法の一部改正)

第五条 郵便物運送委託法（昭和二十四年法律第二百八十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「しない」の下に「場合には、その違反行為をした」を加え、「懲役」を「禁錮」に改める。

(地方公務員法の一部改正)

第六条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第六十一条第四号を次のように改める。

四 削除

第六十二条の次に次の一条を加える。

第六十二条の二 何人たるを問わず、第三十七条第一項前段に規定する違法な行為の遂行を共謀し、唆し、若しくはあおり、又はこれらの行為を企てた者は、三年以下の禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

(自衛隊法の一部改正)

第七条 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第百八条中「第三号を除く。）」の下に「、第百二十八条の二」を加える。

第百十九条第一項中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 削除

第百十九条の次に次の一条を加える。

第百十九条の二 第六十一条第一項の規定に違反した者は、三年以下の禁錮に処する。

(熱供給事業法の一部改正)

第八条 熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第三項中「も、前項と同様とする」を「は、二年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する」に改める。

(電気通信事業法の一部改正)

第九条 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第百七十八条を次のように改める。

第百七十八条 削除

第百八十条第二項中「も、前項と同様とする」を「は、二年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第一百八十条の二 第二十五条第一項又は第二項の規定に違反して電気通信役務の提供を拒んだ場合には、その違反行為をした者は、二年以下の禁錮若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第一百九十条第二号中「から第一百七十九条まで」を「、第一百七十九条、第一百八十条の二」に改める。

(電気事業法等の一部を改正する等の法律の一部改正)

第十条 電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

附則第六十五条中「拒んだ」の下に「場合には、その違反行為をした」を加え、「懲役」を「禁錮」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(教育公務員特例法の一部改正)

2 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「第一百十条第一項」を「第一百一十一条の二」に改める。

強制労働の廃止に関する条約（第百五号）の締結のための関係法律の整備に関する法律 新旧対照表
○船員法（昭和二十二年法律第百号）（抄）（第二条関係）
（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第百二十八条 海員が次の各号のいずれかに該当する場合には、一年以下の懲役に処する。 一 〔略〕 二 第十二条から第十四条までに規定する場合において、船長が人命、船舶、航空機又は積荷の救助に必要な手段をとるのに当たり、上長の命令に服従しなかつたとき。 三 〔略〕 〔削る〕 第百二十八条の二 海員が外国において脱船したときは、一年以下の禁錮に処する。 第百二十八条の三 〔略〕	第百二十八条 海員が左の各号の一に該当する場合には、一年以下の懲役に処する。 一 〔略〕 二 第十二条乃至第十四条に規定する場合において、船長が人命、船舶、航空機又は積荷の救助に必要な手段をとるのに当り、上長の命令に服従しなかつたとき。 三 〔略〕 四 外国において脱船したとき。 〔新設〕 第百二十八条の二 〔略〕

○ 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）（抄）（第三条関係） （傍線部分は改正部分）	
改正後	改正前
第百十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 一 十五 〔略〕 十六及び十七 削除	第百十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 一 十五 〔略〕 十六 削除 十七 何人たるを問わず第九十八条第二項前段に規定する違法な行為の遂行を共謀し、そのかし、若しくはあおり、又はこれらの行為を企てた者 十八 〔略〕 十九 第二百二条第一項に規定する政治的行為の制限に違反した者 二十 〔略〕 ② 〔略〕
第百十一条 〔略〕	第百十一条 〔略〕
第百十一条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の禁錮又は百万円以下の罰金に処する。 一 何人たるを問わず第九十八条第二項前段に規定する違法な行為の遂行を共謀し、唆し、若しくはあおり、又はこれらの行為を企てた者	〔新設〕

二 第二百二条第一項に規定する政治的行為の制限に違反した者

○郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）（抄）（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第七十九条（郵便物の取扱いをしない等の罪） 郵便の業務に従事する者が殊更に郵便の取扱いをせず、又はこれを遅延させたときは、これを一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。 ② 〔略〕	第七十九条（郵便物の取扱いをしない等の罪） 郵便の業務に従事する者が殊更に郵便の取扱いをせず、又はこれを遅延させたときは、これを一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。 ② 〔略〕

改正後	改正前
（郵便物を運送しない等の罪） 第十九条 第六条第一項、第九条第一項、第十条第一項又は第十一条第一項の規定に違反して殊更に郵便物の運送をしない場合には、その違反行為をした者は、一年以下の禁錮又は百万円以下の罰金に処する。	（郵便物を運送しない等の罪） 第十九条 第六条第一項、第九条第一項、第十条第一項又は第十一条第一項の規定に違反して殊更に郵便物の運送をしない者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

○地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）（抄）（第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 一 三〔略〕 四 削除 五 〔略〕 第六十二条 〔略〕 第六十二条の二 何人たるを問わず、第三十七条第一項前段に規定する違法な行為の遂行を共謀し、唆し、若しくはあおり、又はこれらの行為を企てた者は、三年以下の禁錮又は百万円以下の罰金に処する。	第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 一 三〔略〕 四 何人たるを問わず、第三十七条第一項前段に規定する違法な行為の遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおり、又はこれらの行為を企てた者 五 〔略〕 第六十二条 〔略〕 〔新設〕

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）（第七条関係）

改正後

（労働組合法等の適用除外）

第百八条 労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、船員法（昭和二十二年法律第百号）（第一条、第二条、第七条から第十八条まで、第二十条、第二十五条から第二十七条まで、第百二十二条から第百二十五条まで、第百二十六条（第六号から第八号までを除く。）、第百二十七条、第百二十八条（第三号を除く。）、第百二十八条の二及び第百三十四条並びにこれらに関する第百二十条の規定を除く。）、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）、じん肺法（昭和三十五年法律第三十号）、船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）及び労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）並びにこれらに基づく命令の規定は、隊員については、適用しない。

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は禁錮に処する。

一 削除

二〇八 〔略〕

改正前

（労働組合法等の適用除外）

第百八条 労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、船員法（昭和二十二年法律第百号）（第一条、第二条、第七条から第十八条まで、第二十条、第二十五条から第二十七条まで、第百二十二条から第百二十五条まで、第百二十六条（第六号から第八号までを除く。）、第百二十七条、第百二十八条（第三号を除く。）及び第百三十四条並びにこれらに関する第百二十条の規定を除く。）、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）、じん肺法（昭和三十五年法律第三十号）、船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）及び労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）並びにこれらに基づく命令の規定は、隊員については、適用しない。

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は禁錮に処する。

一 第六十一条第一項の規定に違反した者

二〇八 〔略〕

（傍線部分は改正部分）

2 〔略〕	第百十九条の二 第六十一条第一項の規定に違反した者は、三年以下 の禁錮に処する。
2 〔略〕	〔新設〕

改正後	改正前
第三十四条　〔略〕 2　〔略〕 3　熱供給事業に従事する者が正当な理由がないのに熱供給施設の維持又は運行の業務を取り扱わず、熱供給に障害を生ぜしめたときは、二年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。 4　〔略〕	第三十四条　〔略〕 2　みだりに熱供給施設を操作して熱供給を妨害した者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 3　熱供給事業に従事する者が正当な理由がないのに熱供給施設の維持又は運行の業務を取り扱わず、熱供給に障害を生ぜしめたときは、前項と同様とする。 4　〔略〕

○電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）（抄）（第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第百七十八条 削除	第百七十八条 第二十五条第一項又は第二項の規定に違反して電気通信役務の提供を拒んだ者は、二年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
第百七十九条 〔略〕	第百七十九条 〔略〕
第百八十条 〔略〕	第百八十条 みだりに電気通信事業者の事業用電気通信設備を操作して電気通信役務の提供を妨害した者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
2 電気通信事業に従事する者が、正当な理由がないのに電気通信事業者の事業用電気通信設備の維持又は運用の業務の取扱いをせず、電気通信役務の提供に障害を生ぜしめたときは、二年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。	2 電気通信事業に従事する者が、正当な理由がないのに電気通信事業者の事業用電気通信設備の維持又は運用の業務の取扱いをせず、電気通信役務の提供に障害を生ぜしめたときも、前項と同様とする。
3 〔略〕	3 〔略〕
第百八十条の二 第二十五条第一項又は第二項の規定に違反して電気通信役務の提供を拒んだ場合には、その違反行為をした者は、二年以下の禁錮若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。	〔新設〕

第九十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 〔略〕

二 第七十七条、第七十九条、第八十条の二、第八十二条第二号又は第八十五条から第八十八条まで 各本条の罰金刑

第九十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 〔略〕

二 第七十七条から第七十九条まで、第八十二条第二号又は第八十五条から第八十八条まで 各本条の罰金刑

○電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）（抄）（第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附則 （罰則） 第六十五条 附則第五十条第一項の規定に違反して熱供給を拒んだ場合には、その違反行為をした者は、二年以下の禁錮若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。	附則 （罰則） 第六十五条 附則第五十条第一項の規定に違反して熱供給を拒んだ者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

○教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）（抄）（附則第二項関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（公立学校の教育公務員の政治的行為の制限） 第十八条　〔略〕 2　前項の規定は、政治的行為の制限に違反した者の処罰につき国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）<u>第百十一条の二</u>の例による趣旨を含むものと解してはならない。	（公立学校の教育公務員の政治的行為の制限） 第十八条　公立学校の教育公務員の政治的行為の制限については、当分の間、地方公務員法第三十六条の規定にかかわらず、国家公務員の例による。 2　前項の規定は、政治的行為の制限に違反した者の処罰につき国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）<u>第百十条第一項</u>の例による趣旨を含むものと解してはならない。

電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第四十七号)(抄)

附 則

(罰則)

第六十五条 附則第五十条第一項の規定に違反して熱供給を拒んだ場合には、その違反行為をした者は、二年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第六十六条 附則第五十二条第五項の規定による命令に違反した者は、三百万円以下の罰金に処する。

第六十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 附則第五十一条第六項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 附則第五十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 附則第五十六条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第六十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。